相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市三郎丸三五一番地、最後の住所福岡市博多区吉塚一丁目四五番四五号
被相続人　亡　山本富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日
福岡市中央区大名一丁目八番一〇号　福岡安藤ハザマビル五階　南谷綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　南谷　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市田熊二丁目一二番地一、最後の住所福岡県宗像市東郷一丁目五番一七号
被相続人　亡　安部ミヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日
福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所　相続財産管理人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市有明町上津浦三六二八番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　柴田千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日
事務所熊本市中央区紺屋今町二一一ヨーヨービル五階津留山村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下雅裕美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年七月八日
一、墳墓等所在地　東京都板橋区蓮沼町一七、五三番地五、同番地一〇、同番地一一
一、墳墓等の名称　南藏院墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　高野某、福田某、福田某、福田某、福田某、氏名不詳　上記計六基
一、改葬を行おうとする者　東京都板橋区蓮沼町四八番八号　南藏院　代表役員　花木　義明

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年七月八日
一、墳墓等所在地　広島市中区十日市町二丁目一番二七号
一、墳墓等の名称　眞光寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　沖野チヨ、沖野重之、福島豊二、福島徳次、福島ミツ子、小牧市丸、藤田タカヨ、伊藤梅次郎、伊藤キク、伊藤清次郎、秋岡テル、秋岡一巖、佐倉家（武男、亀蔵）　中村清次郎、中村よし子、中村昌一、磯部福市、原キクヱ、他不詳四基
一、改葬を行おうとする者　広島市中区十日市町二丁目一番二七号　宗教法人眞光寺　代表役員　青原　令知

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年七月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的
　特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定借入れ及び特定社債の期限の到来した元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。（以下「優先出資償却減資」という。）、これらを分配することをその目的とする。
二、優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。
三、優先資本金の額の減少をする時期
　優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。
四、減少する優先資本金の額又はその計算方法
　取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定した後六箇月以内に、初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後のⒶ当社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。
五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資はA号優先出資とし、減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。
六、優先出資の消却の方法
　減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とする。但し、まずA号優先出資が優先して減少の対象となり、A号優先出資の全てを消却した後に、B号優先出資が減少の対象となる。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年7月8日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①名古屋不動産信用保証株式会社　②愛知県知事(3)019695　③代表取締役　高橋光一　④愛知県名古屋市中区古渡町18番８号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区古渡町18番８号　名古屋不動産信用保証株式会社　代表取締役　高橋光一

消却金額は一口につき金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下の通り計算されるものとする。

〈A号優先出資〉

$$\text{減資消却可能額（円）} \times \frac{\text{各A号優先出資社員の保有口数}}{\text{A号優先出資の発行済総口数}} = \text{各A号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

〈B号優先出資〉

$$\text{減資消却可能額（円）} \times \frac{\text{各B号優先出資社員の保有口数}}{\text{B号優先出資の発行済総口数}} = \text{各B号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

なお、B号優先出資の数式における「減資消却可能額（円）」は、A号優先出資の全てを消却した後の金額とする。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法
　消却の対象となる優先出資の口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。
八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　A号優先出資

平成二十八年七月八日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
東静岡１５街区デベロップメント特定目的会社
取締役　平本　正和